



Progress ~ 進歩 ~

一期一会

平成27年9月号(広告)
2015年9月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅 孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第100号
発行担当: 岡本 清美
特別号担当: 高木 麻衣



立秋も過ぎ、朝晩の空気に肌寒さを感じるようになりましたが、体調を崩しておられませんか？
また、秋にはつきものの台風。先日のも暴風雨での被害はありませんでしたか？
私も少し喉に異変を感じましたが、何とか持ち直しています。
さて、先月号でも告知がありましたが、おかげさまで今回無事100号を発行することになりました。
毎号担当が頭をひねりながら、少しでもお役に立てる情報をお届けできるよう心がけてまいりました。
これからも絶やすことなく、全員で頑張りたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。



今月のテーマ：福利厚生費と源泉課税

福利厚生費とは、一般に「会社が、その従業員の生活の向上と労働環境の改善のために支出する費用のうち給与、交際費及び資産の取得価額以外のもので、従業員の福利厚生のため、すべての従業員に公平であり、社会通念上 妥当な金額までの費用」とされています。
しかし、福利厚生費はその支給条件によって、**給与所得として源泉税が課税**されることがあります。
そこで、今回は会社でよくあることごとくについての取扱をもう一度考えてみたいと思います。

1. 慶弔費の取扱

- * 結婚祝金・見舞金・香典等
その金額が支給を受ける役員又は従業員の地位などに照らして、社会通念上相当と認められるものであれば、課税はありません。
- * 永年勤続者の記念品等
永年にわたり勤務した役員又は従業員の表彰にあたり、その記念として旅行、観劇等への招待、記念品の支給によりその役員又は従業員が受ける経済的利益については、**要件を満たしていれば**課税はありません。
要件とは・・・
現金(商品券)ではないこと
旅行・観劇等への招待、記念品の支給であること
旅行ギフト券の支給は商品券と同じ性格ですので原則課税ですが、支給してから相当の期間(おおむね1年程度)に旅行をし、その旅行の事実を確認できる書類を備えている場合には課税されません。
各人が自由に選択できないこと
その金額は、役員又は従業員の勤続年数に照らして社会通念上相当と認められる額であること
その表彰は、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象としていること
2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいていること

2. 社員旅行の取扱

社員旅行の費用は、社会通念上一般的に行われていると認められる程度のものであれば、所得税を課税しないことになっています。基準を満たさなかった場合には、役員部分については、役員賞与、従業員部分は給与として、所得税の対象となります。

- 【形式基準】 まずはこの要件を満たすこと
旅行期間が4泊5日以内のものであること(海外の場合には、現地4泊以内)
全従業員の50%以上が旅行に参加すること

- 【金額】
旅行の目的や行程などを考慮し、社会通念上一般的に行われている旅行代金と比較して高額でなければ福利厚生費として取り扱うことができますが、**会社が負担する旅費が高額な場合には、従業員に対する給与となります。**(10万円程度までが好ましい)

- 【参加人数】
参加者を一定の役職以上の**限定**した社員や、営業成績優秀者というように限定した場合には、給与扱いとなり、**所得税の対象**となるため、全従業員を参加の対象とする必要があります。
また、従業員の家族を同行させた場合には、家族分は従業員に負担させるのがBEST！
会社側が家族分を負担した場合には、従業員本人分も給与とみなされる場合もありますので家族分を明確にしておくなどの措置をしておいてください。

【不参加者について】
不参加者に、金銭や商品券等を支給した場合・・・
不参加が**業務上**の必要によるもの
不参加者について**給与として所得税が課税**されます。
不参加が**自己都合**の場合
不参加者のみならず参加した者も含め全員について不参加者に支給した金銭の額に相当する金額が給与等として課税対象になります。
ですので、不参加者について金銭等を支給する場合には十分に気をつけてください。

以上のことを含めて、会社行事等を課税対象とならない福利厚生費とするためには・・・
支出の目的・・・従業員の福利厚生のための支出であること
支出の金額・・・社会通念上の相当性、税法基準を満たしていること
一定の支出基準・・・社内規定(慶弔規定)や税法基準を満たしていること
支出対象者・・・特定の者に限定されていないこと
を明確にしておいてください。

< 厚生年金保険の料率に変更になります >

従前	17.474%
改定	17.828% (これを折半それぞれ8.914%)

9月分給与(10月納付分)より0.354%引き上げられ一般被保険者については上記のように変更になります。
また、7月の算定基礎届により標準報酬月額が変更となっている場合もありますので、「標準報酬決定通知書」をご確認のうえ、正しい保険料の徴収をお願い致します。
なお、まだお手元に通知書が届いていない場合には年金事務所へお問い合わせください。

< マイナンバーについて >

今回 progress と一緒にマイナンバーに関する資料をお届けいたします。
ご存知のように、マイナンバーに関しては企業として事前に整えておかなければならないことも多く、10月には「通知カード」の交付がはじまり実務も加わるようになります。
資料につきましては、担当がお目にかかった際にご説明させていただきます。

< お月見 >

9月といえば十五夜のお月見。
今年は9月27日(日)です。
お月見は、季節を感じながら月を眺めて、お団子を食べることという印象が強いですが、本来は、古来の人々の月への豊作を願う信仰と感謝から始まったそうです。
今年のお月見は、日々食しているお米や野菜の豊作を願い、それを作ってくれている**農家の方々**に感謝を捧げながらお酒に月を映して呑んでみられてはいかがでしょうか。

< オススメの一冊 >

「会計天国」 竹内謙礼・青木寿幸 著 PHP文庫

突然事故死した経営コンサルタントの主人公 北条。そこに現れた天使 K。その手に持たれていく引きの箱。
北条が引き当てたのは、残念賞の「現世に復活チャンス券」。
ただし復活にはある条件が・・・それは・・・
・ずっと黒字なのに給料と家賃が払えない元アイドル社長
・直営店ビジネスに失敗して、株価が急落したオタク社長
・運転資金が足りなくなって、長年の粉飾決算が発覚した経理担当の社長の娘
・大手専門商社「売上至上主義」の部長
・多角経営のつもりが戦略不足、資金繰りに行き詰まる青年実業家。
人生崖っぷちの5人を、会計ノウハウを使って幸せにするというもの。
さて、北条の運命は・・・
経営コンサルタントと会計士が書いた実用ビジネス書です。
会計知識も満載ですので、難しい入門書・専門書が途中止めになっている方必見です。



< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**
今月の開催日は**9月10日(木)**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
9月10日(木)	9・10・11・12月決算法人様	9月4日(金)
10月8日(木)	10・11・12・1月決算法人様	10月2日(金)
11月12日(木)	11・12・1・2決算法人様	11月6日(金)

< 9月のカレンダー >

10	木	*8月分源泉所得税・住民税の納付期限 *経営計画書作成セミナー：Vision
30	水	*7月決算法人の申告・納付期限
		*1月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の4・11月決算法人)